

大型M I C E施設に係る公共交通検討業務（R6）

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「大型M I C E施設に係る公共交通検討業務（R6）仕様書」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去に交通量推計や交通の状況分析等を行った業務を受託し、実施したことがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。

共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(4)の要件を満たすこと。

3 企画提案書等の提出

- (1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

令和6年6月10日（月）～令和6年6月14日（金） 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室（担当：笹原）

電話 098-866-2045 F A X 098-866-2448

ウ 提出方法

質問票（様式1）を、持参、郵送（到着確認が可能な手段に限る）又はF A Xにより提出（F A Xの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。）

エ 回答方法

令和6年6月18日（火）までに交通政策課ホームページにて回答する。

（2）応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

令和6年6月7日（金）～令和6年6月21日（金） 12時

イ 提出場所

上記（1）イと同じ

ウ 提出方法

企画提案書は持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）又はF A Xにより提出（F A Xの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。）

4 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

（1）第1次審査（第2次審査対象者の選定）

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

（2）第2次審査（選考の実施）

企画提案書の内容について、書類審査を行う。

5 優先交渉者の選定

（1）優先交渉者の選定方法

大型M I C E施設に係る公共交通検討業務（R6）選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

（2）委員会における評価基準

別紙1「企画提案書審査基準」による。

(3) 結果の通知

選定結果は、対象者全員にすみやかに通知する。

(4) 契約の締結

委員会で選定された企画提案書の優先交渉者と協議の上締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において次点の優先交渉者と協議の上締結する。

なお、選定結果は、当該優先交渉者のみに通知する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。